

2 年度 事務事業評価シート

事務事業名	新エネルギー等関連設備導入促進事業		会計名称	一般会計		担当課	環境保全課	
			予算科目	4 款 1 項 5 目	事業番号	2191	所属長名	小寺卓也
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	三好孝昌	
法令根拠等	伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱					実施期間	【開始】	令和／平成 28 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造						【終了】	令和 34 年度(予定) ☐ 設定なし
	循環型社会構築に向けた環境づくり							
総合計画における本事業の役割	新エネルギーの普及支援							
事業の対象	市内住宅居住者及び居住予定者			事業の目的	市内住宅に新エネルギー機器を設置することによって、エネルギー温室効果ガスのCO2の排出を削減し、環境意識の高揚を図る。			
事業の内容（整備内容）	住宅用新エネルギー機器（家庭用燃料電池及び家庭用蓄電池）設置費の1/10又は10万円のいずれか低い金額に対して補助を実施する。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	家庭用燃料電池設置を5台減らし、家庭用蓄電池設置を5台増やした。			

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	2年度予定	9月末の実績	2年度実績
財源内訳	直接事業費	2,240	2,500	0	0	0	1,965	設置システムワット数	キロワット	85	100	121	121	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
	県支出金	1,120	1,250	0	0	0	982	個人設置件数	件	23	25	20	20	
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	1,120	1,250	0	0	0	983			0				
職員の人工（にんく）数	0.05	0.05				0.05								
1人当たりの人件費単価	7,992	7,812				7,812								
※ 直接事業費＋人件費		2,640	2,891				2,356							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金								
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	5年間の合計			
						2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500			
成果指標	指標	設置済システムの最大出力（キロワット）の累積				単位	区分年度	前年度	2年度	3年度	目標	34年度		
	指標設定の考え方	市内全体の導入量を把握し、今後の政策に生かす。					目標	100	100	100	100			
	指標で表せない効果					実績	85	121						

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		住宅用太陽光発電の電力買取制度の終了により、住宅用新エネルギー機器設置の需要が増えると見込まれる。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	3	合計点が	B	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	家庭用燃料電池設置を5台減らし、家庭用蓄電池設置を5台増やしたが、家庭用蓄電池は2か月で予定申し込み件数に達した。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	B				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	B				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3						
		一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	3	合計点が		B		
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3					
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3					
			有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が		B		
				成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3					
				施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3					
	効率性		手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	B				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3						
			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） この事業は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に該当し、家庭用蓄電池の補助申請件数が増加していることから事業継続と判断する。							
				所属長の課題認識	令和3年度より、愛媛県からの家庭用蓄電池補助額が2分の1から3分の1に減額されたことから、令和4年度からの伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金交付要綱について補助額の減額を検討する必要がある。						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性 (ACTION)

の経営最終者判断議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	